

兵庫県立美術館「芸術の館友の会」会則

(名称)

第1条 本会は、兵庫県立美術館「芸術の館友の会」という。

(目的)

第2条 本会は、美術の鑑賞・研究及び制作などにより、楽しく、なごやかな雰囲気の中で、教養を豊かにし、美術文化の向上をはかり、会員相互の親睦を深めるとともに館の発展に寄与し、積極的に支援参加することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会事務局は、兵庫県立美術館内に置く。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員を対象とする各種行事の実施
- (2) 会員への情報提供
- (3) 美術館事業への会員の優待
- (4) 美術館支援
- (5) その他必要な事業

(会員及び特典)

第5条 本会に、個人会員及び法人会員を置く。

- (1) 個人会員には個人会員証を、法人会員には法人会員証を交付する。会員証は、記名本人または、記名法人に限り通用する。
- (2) 特典については別に定める。

(会費)

第6条 会費は、次のとおりとし、原則として前納とする。

- (1) 法人会員は、年間30,000円とする。
- (2) 個人会員は、年間2,000円とする。
- (3) 会員期間は、4月1日から3月31日までの1年とする。
ただし、法人会員については、入会の日の属する月から、1年とする。
- (4) 年度中途における入会の際の会費については、別に定める。
- (5) 見学、実習等の実費は、その都度別に定める。
- (6) 中途退会したときは、会費の払い戻しはしない。退会は本人の申し出によるほか、会員として相応しくない言動があった場合、その他会長の命を受け、事務局が他の会員等の迷惑になると判断した場合、退会扱いとする。

(入会の拒否)

第6条の2 本会に入会しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例第7条に準じ、入会を拒否することができるものとする。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をするおそれがある者又はそのおそれのある物品、動物その他これらに類するものを携帯する者
- (2) 施設又は展示品を損傷するおそれがあると認められる者

(役員と任期)

第7条 必要があるときは、本会に次の役員を置き、任期は1年とし再任をさまたげない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第8条 会長、副会長は、理事会で選出し、総会の承諾を得る。

その他の役員は、会員、兵庫県教育委員会の職員、兵庫県立美術館の職員及び学識経験者の中より、会長が任命する。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、会務を運営する。
- (4) 監事は、会計その他を監査する。
- (5) 理事会は、会長、副会長、理事で組織し、この会の業務を議決し、処理する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は総会の承認を得て、会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応ずる。

(会議)

第11条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会は、毎年1回開催し、本会の事業報告、会計報告及び会則の改正等重要事項をはかる。
- (2) 総会を開催することができないときは、理事会の開催をもって、これに代えることができる。ただし、この理事会において決定した事項については次の総会において、承認を求めるものとする。
- (3) 理事会は、必要の都度会長が招集する。
- (4) 理事会が必要と認める場合には、委員会を設置することができる。
- (5) 会議の議長は会長がこれにあたる。

(友の会職員)

第12条 必要があるときに、本会に友の会の職員を置くことができる。職員は、会長が委嘱する。経費は友の会会計とする。

(功労賞)

第13条 本会の運営に特に功績があった者を会長が表彰し、その功績を称える。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、寄附金、事業収入その他を持って充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わるものとする。

附 則

平成14年4月1日から適用する。

附 則

平成15年5月10日から適用する。

附 則

平成16年5月16日から適用する

附 則

平成17年4月30日から適用する

附 則

平成18年4月23日から適用する。

附 則

平成19年5月12日から適用する。

附 則

平成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

会員期間移行期における会費の調整は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和3年3月31日において法人会員及び特別会員であった者の会費及び会員期間については、なお従前の例による。

兵庫県立美術館「芸術の館友の会」細則

第13条細則

功労賞の対象となるのは次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長を務めた者。
- (2) 理事、監事を3年間務めた者。ただし、県職員は除く。
- (3) その他、本会の運営に特に功績があった者。